

総行経第30号
令和3年5月26日

各都道府県総務部長
各指定都市総務局長 } 殿

総務省自治行政局行政経営支援室長
(公 印 省 略)

第11次分権一括法の施行に伴う地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の運用について（通知）

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）」（以下「第11次分権一括法」という。）により、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）」（以下「郵便局事務取扱法」という。）について所要の改正が行われ、また、これに併せて、郵便局における郵便局取扱事務の取扱い及び郵便局の指定の基準について、省令（※）の所要の改正が行われたところです。これらの改正は、いずれも本日5月26日付けで公布及び施行されたところです。

郵便局事務取扱法の運用については、これまで「郵政民営化に伴う地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の運用について（通知）」（平成19年10月1日付け総行自第147号通知）及び「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の運用について（通知）」（令和3年3月15日付け総行経第6号通知）により示してきていますが、これらの通知に加え、今般の改正事項については、下記に留意し適切に取り扱われるようお願いいたします。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その運用に十分配慮されるところに、各都道府県総務部長におかれては、貴管内市区町村に対してもこの旨を周知されるようお願いいたします。

- （※）・ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第七号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令（平成13年総務省令第158号）
- ・ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令（平成19年総務省令第116号）

記

1. 転出届の受付及び転出証明書の引渡しの手続きについて

(1) 本人確認の方法関係

- ① 日本郵便株式会社は、転出届を受け付ける際、郵便局取扱事務従事職員に、届出者が本人であることの証明を求めさせることとされていること。
- ② 日本郵便株式会社は、この際の証明を求める手続として、次のような内容を実施要領等により明確にしておくことが必要であること。
 - i) 届出者が本人であるかどうかの確認は、届出者に個人番号カード又は旅券、運転免許証等の本人確認用書類の提示を求めることにより行うこと。
 - ii) この場合、本人確認用書類により、届出者の住所及び氏名が本人確認用書類の住所及び氏名と合うことを確認すること。
 - iii) 本人であることが確認できない場合は、届出を受け付けてはならないこと。
 - iv) 届出先の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から届出者に関する本人確認事項等について照会等があった場合には、適切に対応すること。
 - v) 届出書の様式は、市町村により異なることから、事前に市町村から指示を受けること。
 - vi) 世帯主が世帯員に代わって届出を行う場合には、当該世帯主について、i)～iv) に準じて本人確認を行うこと。
 - vii) 本人の代理人による届出については、市町村の長の判断でこれを郵便局に取り扱わせることができるものであるが、その場合には、当該代理人の本人確認に加え、以下により、代理権限の確認を行うこと。(vi) の場合を除く。
 - ア 現に届出の任に当たっている者が法定代理人の場合には、その代理権限の確認は戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を求めることにより行うこと。
 - イ 現に届出の任に当たっている者が任意代理人の場合には、その代理権限の確認は本人からの委任状の提出を求めることにより行うこと。
 - ウ やむを得ない理由によりア又はイの書類を提示し、又は提出することができない場合には、その代理権限の確認は届出者の依頼により又は法令の規定により届出の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法その他の市町村の長が適当と認める方法により行うこと。
- ③ 上記②の内容が実施要領等により明確にされているかにつき、市町村に

において事前及び適宜にチェックを行うこと。

(2) 届出書類の送付関係

日本郵便株式会社は、転出届を受け付けたときは、遅滞なく、郵便局取扱事務従事職員をして当該受付に係る届出書類を市町村に送付させるものとされていること。

この際、届出者から提示された本人確認書類の写し等についても併せて送付させること。

(3) 転出証明書関係

日本郵便株式会社は、受け付けた転出届に係る転出証明書について、市町村から送付を受けた場合(※)には、これを当該届出者に引き渡すこと。なお、転出証明書には住民票コード及び個人番号が記載されることから、転出証明書を代理人(本人と同一の世帯に属する者を除く。)に引き渡す場合、個人情報及び特定個人情報の保護の観点から、住民票コード及び個人番号が当該代理人の目に触れないよう転出証明書を封筒に入れて封をする等の措置を行うことが適当であること。

※ 転入届の特例の適用を受ける者(注)から転出届があったとき又は国外に転出をするときは、転出証明書は不要とされている。

注: 同一の世帯に属する者の全部又は一部が同時に転出する場合であって、そのうちに個人番号カード(届出時点で有効期間内であって、カード運用状況が運用中である個人番号カードに限る。)の交付を受けている者がある場合は、当該転出をする者は、住民基本台帳法第24条の2の規定に基づき、転入届の特例の適用を受ける。

(4) その他

転出に当たっては、転出届の他にも当該市町村に対して行う必要がある手続がある場合が考えられることから、転出届の受付及び転出証明書の引渡しについて郵便局に取り扱わせることとする市町村においては、住民の利便性に考慮した上、転出に伴い必要となる手続について整理し、郵便局の窓口における周知など、協力を依頼すべき事項について、事前に日本郵便株式会社と協議することが適当であること。

2. 印鑑登録の廃止申請の受付について

(1) 本人確認の方法関係

① 日本郵便株式会社は、印鑑登録の廃止申請を受け付ける際、郵便局取扱事務従事職員に、申請者が本人であることの証明を求めさせることとされていること。

② 日本郵便株式会社は、この際の証明を求める手続として、次のような内容を実施要領等により明確にしておくことが必要であること。

i) 申請者が本人であるかどうかの確認は、当該申請に印鑑登録証の

添付を求め、印鑑登録証に記載された印鑑登録番号と申請書に記載された印鑑登録証番号が一致することを確認することにより行うこと。

- ii) 申請書の様式は、市町村により異なることから、事前に市町村から指示を受けること。
- iii) 本人の代理人による申請についても、市町村の長の判断でこれを郵便局に取り扱わせることができること。この場合、必要に応じ、1.(1)② vii) ア～ウに準じて、代理人の本人確認及び代理権限の確認を行うこと。

(2) 申請書類の送付関係

日本郵便株式会社は、印鑑登録の廃止申請を受け付けたときは、遅滞なく、郵便局取扱事務従事職員をして当該受付に係る申請書類を市町村に送付させるものとされていること。

この際、添付された印鑑登録証についても併せて送付させること。

(担当)

総務省自治行政局行政経営支援室

干場係長、平尾事務官

電 話：03-5253-5519 (直通)

FAX：03-5253-5592